

特定非営利活動法人福生市体育協会会長選考委員会基準

(趣旨)

第1条 この基準は、特定非営利活動法人活動福生市体育協会定款第14条第2項のうち会長の選任について、特定非営利活動福生市体育協会会長選考委員会(以下「選考委員会」という)を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(選考委員会の組織)

第2条 選考委員会は、理事会議決事項第1号正会員の所属部門により、それぞれ2人、計10人をもって組織する。

(選考委員会の任務)

第3条 会長の選考は、役員改選年の3月末日までとする。

2 選考委員会の任務は、会長候補者を選考し、その結果を理事会に報告して承認を得るものとする。

(選考委員会の役員)

第4条 選考委員会は、委員の互選により、委員長1人、副委員長1人を置く。

2 選考委員会の運営を円滑に進めるため、前回よりの選考委員を半数残すものとする。

(委員の任期)

第5条 選考委員会の委員任期は、当該会長改選に伴い理事会において承認されるまでとする。

附則1 この基準は平成23年1月12日から施行する。

部 門	選考委員
第1部門 (屋外スポーツ A)	2名
第2部門 (屋外スポーツ B)	2名
第3部門 (屋内スポーツ)	2名
第4部門 (武 道)	2名
第5部門 (ニュースポーツなど)	2名